

第 7 7 号議案

ふじみ野市都市公園条例の一部を改正する条例

ふじみ野市都市公園条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 ふじみ野市荒川運動公園の部金額の欄を次のように改める。

1 , 2 0 0
6 0 0
1 , 2 0 0
6 0 0

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

受益者負担の適正化を図るため、ふじみ野市都市公園条例の一部を改正したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。